⑸　配置予定技術者等の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者又は主任技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
⑹　専任の監理技術者（又は主任技術者）の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者（又は主任技術者）とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
⑺　契約締結後の技術提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。
　なお、入札時のＶＥ提案の範囲となっている提案事項については、契約締結後の技術提案の対象外とする。
⑻　手続における交渉の有無　無。
⑼　契約書作成の要否　要。
⑽　本工事（ただし、Ｃ工事を除く。）において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⑾　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑿　施工体制確認のためのヒアリング及びヒアリングに際して追加資料の提出を必要に応じて行う。
⒀　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒁　一般競争参加資格の認定を受けていない者等の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒂　本公告における内容の詳細については入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tsuyoshi Koike Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract :
A　Restoration work of the Substructure of Koizumi-Bridge in Route45
B　Restoration work of the Substructure of Tennou-Bridge in Route45
C　Restoration work of the Substructure of Kesen-Bridge in Route45
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 19 February 2014
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 14 April 2014 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 14 April 2014 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 14 April 2014)
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 9―15 Futsukamachi Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年２月３日
東日本高速道路株式会社　関東支社
支社長　遠藤　元一
◎調達機関番号　417　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東京外環自動車道　稲荷木橋（鋼上部工）北工事
⑶　工事場所　自）千葉県市川市稲荷木
至）千葉県市川市稲荷木
⑷　工事内容　本工事は、東京外環自動車道京葉ＪＣＴ部に計画されている国道298号橋（稲荷木橋）を施工するものである。また、工事用道路橋の撤去を合わせて行う。
⑸　工事概算数量
稲荷木橋（外回り）橋長　298ｍ、鋼重1,900ｔ
稲荷木橋（内回り）橋長　298ｍ、鋼重1,800ｔ
工事用道路橋（撤去）橋長　48ｍ、鋼重200ｔ
⑹　工期　契約保証取得の日の翌日から960日間
2　競争参加資格
⑴　東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　鋼橋上部工工事において、開札時に東日本高速道路株式会社の平成25・26年度一般競争参加資格を有し、かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上であること。）。または、経営事項評価点数が1,300点以上である者または経営事項評価点数が1,200点以上である者による２者または３者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業共同組合は、特定ＪＶの構成員として認めない。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　確認申請書提出期限の日から落札者決定の日までの期間に、東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年８月７日東高契第269号）に基づき、「地域３」において競争参加資格停止を受けていないこと。
⑸　平成15年度以降に、元請として完成及び引渡しが完了した次に揚げる施工実績を有すること。なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
・単体または共同企業体の代表者の場合
(a)　鋼箱桁橋の工場製作
(b)　多軸式特殊台車により架設した鋼連続箱桁橋の工事
(c)　供用中の高速自動車国道または自動車専用道路を通行止めし、その道路上に架設した鋼橋架設工事
・共同企業体の代表者以外の場合
(a)　鋼箱桁橋の工場製作
(b)　多軸式特殊台車またはトラッククレーン（クローラクレーン）工法（ベント併用含む）により架設した鋼連続箱桁橋の工事
⑹　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者または監理技術者を当該工事に配置できること。
①　主任（監理）技術者が、建設業法の許可業種（鋼構造物工事業）に係る資格を有する者であること。
②　現場代理人、専任の主任技術者または監理技術者のうち、いずれかの者が、平成15年度以降に完成及び引渡しが完了した次の元請としての施工経験を有すること。なお、各工事の施工経験を同一の工事において有する必要はなく、同一の技術者でなくともよい。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
(a)　鋼箱桁橋の工場製作
(b)　多軸式特殊台車またはトラッククレーン（クローラクレーン）工法（ベント併用含む）により架設した鋼連続箱桁橋の工事
③　専任の主任技術者または監理技術者は、競争参加希望者と直接的雇用関係にある者であり、かつ３ヶ月以上の恒常的雇用関係にある者であること。
④　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。